

1998-7

教育改革に関する中間報告書

選択・責任・連帯の教育改革
～学校の機能回復をめざして～

平成10年7月

財団法人 社会経済生産性本部
社会政策特別委員会

はじめに

日本社会は現在、急速な変化をとげている。少子・高齢化、高度情報化、経済のグローバル化が進み、地球環境問題や急激な国際情勢の変化にも直面している。21世紀を展望するとき、これらの問題にいますぐに抜本的な対応を施さなければならないことは言うまでもない。折りから、わが国はいまようやく改革を進めようとしている。行財政改革、金融改革、経済構造改革などさまざまな改革の中でも、最も重要なのは「教育改革」である。なぜなら、これからの世代が自分たちの手で、新たな価値観を構想し、それを着実に実行していくことのできる能力を身に付けること、即ち「教育」こそが、活力ある21世紀の日本を作りあげていく力になるからである。

しかし、教育の現状については、ますます多くの人々が危機感を抱くようになっていく。学歴信仰とそれに裏打ちされた画一的な受験競争、学校では子どもたちが荒れて、学級崩壊が進む一方で、受験のための塾や予備校が盛況である。教師や親は子どもたちの教育に自信をなくし、家庭や地域社会も、彼らを支える力を失いつつある。進学率が高まるなかで、不登校や中退が増え、学力の低下が起こっている。

いまの教育のどこが問題なのか。学校、家庭、地域社会、行政などのあり方、さらには日本社会の大人たちの生き方や価値観も問われていると言えよう。

このような認識のもと、社会経済生産性本部は、社会政策特別委員会（委員長 堤清二・㈱セゾンコーポレーション会長）を設置して、21世紀を展望した教育改革のあり方を明らかにすべく検討を重ねているところである。

この中間報告書は、その活動の中間的な成果であり、教育改革の中でも学校教育制度の改革が緊急を要するとの認識から、教育界をはじめ各界への具体的な問題提起としてとりまとめたものである。従って、この中間報告に対して、各界からご意見ご批判をいただき、さらに委員会で検討を行ない、最終的な報告書を取りまとめる予定である。各位におかれては、建設的なご意見ご批判をいただければ幸いである。なお、家庭教育や学校外（地域や社会）教育については、いくつかの論点を述べるにとどめたが、今後の委員会での検討課題としたい。

最後に、委員諸氏におかれては、熱心なご議論をいただき厚くお礼申し上げます次第である。特に、中間報告書のとりまとめにあられた堤清二委員長、ならびに佐和隆光主査（京都大学経済研究所所長）、橋爪大三郎専門委員長（東京工業大学教授）には、衷心より感謝申し上げます次第である。

平成10年7月

財団法人 社会経済生産性本部
会長 亀井正夫

目次

はじめに

第I部 本論

1. 問題の背景と基本認識	1
2. 改革の基本的な考え方	2
3. 小・中学校の改革	4
3-1 学区制の廃止	4
3-2 学校経営権を校長に	5
3-3 成績の相対評価をやめ絶対評価に	6
3-4 義務教育の見直し	7
4. 高等学校の改革	8
4-1 高校の経営権を校長に	8
4-2 高校入学は原則として無試験に	8
4-3 高校の学力認定のため、統一の外部試験を	9
5. 大学の改革	10
5-1 学生定員を廃止して、入試をなくそう	10
5-2 学費制度を改革し、奨学金を充実させよう	12
5-3 大学の流動性、機動性を高めよう	12
6. 文部省の役割と施策	13
6-1 文部省の役割	13
6-2 中央教育審議会の方針について	14
7. 教育委員会の整理縮小	16
8. 教育を育む哲学・思想・文化の創造	17

第II部 付論 ～具体的ないくつかの提案～

1. 家庭教育の位置づけ	19
2. 小中学校の改革に関連して	20
2-1 授業の改革	20
2-2 クラス編成を自由に	20
2-3 午前に基礎科目を集中、午後は学校を地域に開放	21

3. 高校のカリキュラムの多様化を -----	22
4. 小・中・高校の改革に共通して -----	23
4-1 不必要な会議・研究授業・事務書類を廃止する -----	23
4-2 校長・教師に「異動の自由」を -----	24
5. 大学の改革に関連して -----	24
5-1 奨学金制度を改革する -----	24
5-2 研究費を公正な競争に基づいて柔軟に配分しよう -----	26
5-3 国立大学の整理統合と、大学設置基準の自由化を -----	27
6. 学校外教育の充実 -----	28

第 I 部 本 論

1. 問題の背景と基本認識

学校が「教育の場」としての機能を失っている。今日、ますます多くの人びとがこのように考えはじめている。この報告も、この認識から出発する。

先生たちが学校で生き生きとしていない。親たちが自信を失っている。地域社会がばらばらになってしまった。社会はめまぐるしく変化している。それなのに、学校の制度は変わることなく、子どもたちに勉強しろと強いている。いったいなぜ、勉強しなければならないのか？ いったいなぜ、学校に来なければならないのか？ そういった素朴な、だが真剣な疑問に、大人の社会が答えられなくなっている。

この中間報告では、なぜ教育の荒廃がここまで深まったのか、現状を分析し、問題の本質をえぐり出したうえで、具体的な解決策を問題提起として示したい。

*

なぜ、教育問題は、これほど深刻になるまで放置されてきたのか。

まず、その背景として、戦後民主主義の形骸化をあげなければならない。戦後教育は、戦前の過ちを繰り返すまいという人びとの決意のもと、民主主義と不可分のものとして出発した。しかし、時が経つとともに、民主主義のもともとの思想・理念・哲学は忘れられるか、片隅に追いやられてしまい、単なる学歴信仰、受験競争、惰性とことなかれ主義が教育の場をおおい尽くすようになった。

民主主義は、公平や公正を重視する。加えて、人びとにそれにふさわしい資質を求め、それにふさわしい責任を求める。対等である人びとが、どのような社会、国家を築こうとするのかをはっきりイメージすることが、教育の出発点になるはずだ。それには、たとえば“国際社会でしっかりした役割を果たす”、“自分たちが暮らしていくのにふさわしい地域社会を築きあげる”といった目標を、国民のコンセンサスのかたちで築きあげていく必要がある。

教育は、社会が国民のために行なう最大の公共事業である。教育改革は、日本を民主主義国家として再構築するための試金石であり、すべての改革の基本である。

*

その一方教育は、歴史的、文化的な背景を背負って来ている。

たとえば、義務教育は、かつては「教育を受けなさい」という国民の義務であり、戦後は「われわれを教育しなさい」という国民の権利となった。それでも、小中学校の教育はこれまで、義務教育という枠組みのなかでもっぱら考えられてきた。

けれども教育を、権利・義務の枠に押し込めてしまうのは適当でない。さきほどの

考え方から言えば、“民主的で誰もが生きやすい国をつくるための、人間としての精神と能力の基本をつくる教育”こそが必要である。この点から言えば、義務教育よりも、「基本教育」というほうがふさわしいだろう。

義務教育の考え方を見直すと同時に、産業社会に奉仕してきたこれまでの教育を、人間中心の教育に作りなおさなければならない。明治以降の日本は、急速に近代化を進めるため、産業社会に役立つ人材を産みだすことを、教育の主な目的にしてきた。しかし今日、日本が新たな発展をとげるためには、経済的な繁栄とならんで、文化、科学技術の創造的な成果を追求する必要があるだろう。

*

さらに教育は、急速な変化をとげる社会とも密接に関連している。

たとえば、日本社会は、急速に少子化、高齢化が進んでいる。情報化も急速に進みつつあり、経済のグローバル化も進んでいる。地球環境問題をはじめ、深刻な国際情勢の変化にも直面している。

これらの問題に、いまの教育が答えられるのか疑問である。過去の世代の価値観を反復するのではなく、これからの世代が自分たちの手で新たな価値観をどう構想していくか、その力量が問われている。小中学校の間に、社会生活のルール、倫理、公共の感覚など、社会の一員としての行動様式をしっかり身につける必要がある。こうした能力を育てることこそ、教育の究極の目標ではないだろうか。

2. 改革の基本的な考え方

具体的な提案の前に、まず、基本的な考え方をのべておきたい。

いまの教育のどこが問題なのか。学校が、教育機関としてまともに機能していないことであると、前章でのべた。問題は、ここに尽きる。そこで学校を、教育力のある教育機関として再生させることが、改革の目的となる。

学校が教育機関として機能していないと、なぜ言えるのか。まず、塾や予備校が日本中を埋めつくしている。公立の学校教育が当てにできないので、親たちは子供を塾や予備校に通わせている。高校・大学に進学するには受験があり、受験の学力は学校だけでは身につかない。教育費のかなりの部分が、塾や家庭教師に費やされている。こういう現状がどんなに異常か、よく考えてみるべきだろう。

学力の面ばかりではない。多くの子どもにとって、学校はいまや、行くのが嫌な場所、いるのがつらい場所になっている。特にここ4～5年、小中学校の不登校が急増している。学級崩壊が、小学校に拡大している。小中学校のいじめや中学生の問題行動は、減る気配がない。中高生の援助交際や、ナイフ少年の突発的行動など、従来の常識では考えられない質的な変化が、子どもたちの世代に生じている。学校はこうした変化の前で、なすすべがない。

*

学校が教育機関としてうまく機能しない原因は、つき詰めれば「連帯の欠如」である。連帯は、信頼と言い換えてもよい。教育に取り組む、教員の間に連帯がない。学級を構成する、児童・生徒の間に連帯がない。家庭や地域社会に連帯がない。連帯が断ち切られたまま、お互いの信頼を欠いたままでは、いくら制度を手直しし予算をつぎこんでも、教育を立て直すことはできない。

人びとの間、学校・生徒・家庭のあいだに連帯があつてこそ、生徒は正しく考え、行動できる。教育の目的は、その社会の成員としてふさわしい行動様式（エートス）を獲得することである。連帯を取り戻すことで、生徒は正しい行動様式（エートス）を身につけることができる。

ところが、いまの学校教育の制度や仕組みは、むしろ連帯を破壊するようにできている（たとえば、成績の相対評価～6ページ参照～）。すぐにもこれらに、必要最小限の手直しを加え、連帯の回復をはからなければならない。制度とエートスは、連動している。よりよい制度は、教育をよりよくしようとする人びとの自助努力をうながし、教育を再生させる原動力になると信じる。

*

もうひとつ重要なのは、学校を、生徒を圧迫する重苦しい存在から、生徒の自立を手助けする楽しい場所に、生まれ変わらせることである。

戦前、戦後を通じて、学校は、あらかじめ決められた基準に合わせて人びとを規律訓練する、集団生活の場所だった。日本の学校教育は、画一的で平均的な日本人を大量に生み出した。これは、大急ぎで日本が近代化するためのやむをえない措置だった。だが、いまやその歴史的役割を終えている。

学校は、学齢期の少年少女がはじめて出会う集団であり、社会性を学ぶ場である。けれども、社会性と画一性は同じでない。めいめいの多様性と個性と自由を大事にする。だからこそ、規則を守り互いを尊重することを学ぶ。そういう新しい社会性のあり方を、初等中等教育の場で実現するべきである。これまでのように、生徒が学校に合わせるだけでなく、学校も生徒に合わせる（生徒の差異や個性を尊重しつつ、生徒に必要な教育をほどこす）のでなければならない。病院が、患者一人ひとりの病状に合わせた治療をするように、学校も生徒に応じた教育をするべきである。いうなれば、カスタマイズ教育である。

学校自身が、学校の価値観を相対化することも大切である。世界は多元的な価値観に満ちていて、充実した人生を送るさまざまな方法がある。学校の学力は、そうした価値の中の一つにすぎない。ただしそれは、学校でしか身につけることができない。生徒がそう理解するとき、かえって、知識に対する意欲がふつふつと湧いてくるのではないだろうか。

学校は、生徒が基本的な学力を身につけるのを手助けする場所である。学校が、生徒一人ひとりのためにあることがはっきり示せるならば、学校と生徒の新しい関係が築けるはずだ。

*

こうした考え方にもとづいて、改革の提案を行なう。今回は、緊急提案であるため、改革の範囲を限定した。

まず、現行の6・3・3・4制は、基本的にそのままとした。理想から言えば、これも見直すべきだろうが、それには時間がかかる。一年でも早く改革を実施するため、本質的で最小限の制度変革に絞ることにした。

同じ理由で、教育基本法もそのままとした。

今回の改革は緊急を要する。必要であれば、法律や条例をすみやかに改正すべきである。また、これらの改革は一体のものであって、一部分だけを採用しても改革の効果があがらないことに注意すべきであろう。

3. 小・中学校の改革

3-1 学区制の廃止

公立小・中学校の学区制が、学校教育を窒息させている。

学区制は、家庭（親・生徒）から、学校を選択する自由を奪っている。一方、学校にも生徒を選ぶ（入学を断ったり、退学させたりする）権限がない。互いに選んだわけではない教師と生徒が、仕方なく教室で対面する。このような出会いからは、教師と生徒の間、学校と家庭の間の信頼が育ちにくい。

学区の枠を取り払い、家庭（親・生徒）が自由に学校を選べるようにする。

この改革は、主に都市部で大きな効果を発揮するであろう。通学距離にいくつかの小学校、中学校がある区域では、親は当然、よりよい教育を求めて、学校を選択するだろう。学校の側でも、よりよい教育を行なって親の信頼に応えようと、いっそうの努力をする。これまでぬるま湯につかっていた公立学校の間には、一種の競争が働くようになる。こうして、家庭と学校、生徒と教師の間に、互いに選びあった（信頼しあった）関係を生み出すこと。これが、学区制廃止の意義である。

通学区域が広い農村地域の場合、事実上通学できる学校は一枚しかないことがある。そこで、同様の試みをする場合には、中学校に小学校を、小学校に中学校を併設することにして、一学区に二校ずつを設けることもできるかもしれない。都市部の成果を確かめてから、徐々に実施していくというやり方もあろう。

実際問題として、小学生がわざわざ遠くに通学することは少ないだろう。中学生も大部分は、地元の学校を選ぶはずである。結果として、8～9割の生徒は、学区制の

ときと同じ学校に通うに違いない。しかしこの結果、教育の質が変化する。親は、ある学校を選択することで、その責任を自覚する。生徒には、その学校に来たくて来ているのだという自覚が生まれる。教育に不満なら、いじめが嫌なら、転校する自由もある。学校は、宿命的な運命共同体から、互いに選びあった連帯の場に生まれ変わる。

行政が与えた枠にすぎない学区の代わりに、学校に自由に通う生徒と親たちのネットワークができあがる。これが、学校を核とした地域社会（コミュニティ）再建の出発点となるだろう。

3-2 学校経営権を校長に

学区制廃止と対になる、もっとも重要な柱は、校長が全面的なリーダーシップを発揮できるよう、小・中学校の経営を校長に委ねることである。

校長が、人事、予算、教育（カリキュラム）など学校経営の全般にわたって、大きな権限をもつことが必要だ。校長は、学校の総責任者として、教育プランを設計し、親に対して“こういう方針で教育をし、これこれの教育効果をおさめる”と約束する。そして、右腕となる教頭や、経験を積んだベテランの教師、やる気あふれる若手の教師たちをスカウトして、チームを組む。この、校長を中心とする教師のチームが一丸となって、5年なら5年の約束で全力で教育にあたり、効果が上がれば続投、効果が上がらなければほかの校長と交替する。校長に権限と責任を与えて、リーダーシップを存分に発揮してもらう。

*

教育委員会が校長・教師を各学校に割り当てる現行の方式は、教師の連帯（チームワーク）を育てない、よくない方式である。

校長は本来、学校を経営・管理する専門の職能のはずである。しかし現状は、教諭から教頭へと勤めあげた教師が、退職前の数年をあわただしく過ごす「名誉職」と化している。リスクを覚悟で改革や新しい試みに取り組むより、問題が起こらなければいいという消極的な姿勢になりがちだ。新任の校長と元からいる教師は、ともすればぎくしゃくしがちである。教師は教師でよその教室（授業）に口を出せない不文律があり、教育能力や人格によほど問題がある教師がいても、チェックするのはむずかしい。熱心に教育をしても手抜きをしても同じなら、教育現場に無気力が蔓延するのは当然だ。

校長が人事権をもつ（校長が教師を雇える）なら、校長を中心に、校長の教育方針を理解する教師のチームができあがる。教師たちは、校長に協力して熱心に教育に取り組むだろう。校長の期待に応えなければ、校長に解任される。校長に協力して教育プランを成功させなければ、校長とともに学校を去らねばならない。こうして、よりよい教育をするための連帯が生まれる。

校長には、誰がどのようなになるか（16ページ参照）。公募を原則とすべきである。校長のポストが空くと決まったら、複数の候補者から、教育プラン・主だった教師の名簿・学校の経営方針を提出してもらおう。必要なら、父母を前に公聴会を開くなどの手順を踏んで、最適と思われる校長を選任する。教育に対する見識と指導力のある人物なら、年齢を問わなくてよいだろう。教師の間で人望があり、彼のもとで働いてみたいと教師たちが考えるような人物（校長候補者）を核に、教師のチームができる。応募を繰り返しているうちに、実際に学校を運営するチャンスがめぐってくる。

このやり方がうまく行くためには、校長や教師の「異動の自由」が必要である（詳しくは付論24ページを参照）。校長は教師の待遇を決定する権限をもっているから、教師は自分の希望する待遇を示して転任のチャンスを探ることができる。校長のリーダーシップのもと、確実に教育がよくなると人びとが考えれば、教員の待遇を改善する合意も得やすいだろう。こうして教師は、プロの教育者としての誇りと社会的尊敬とを取り戻すことができるはずだ。

*

このような、競争原理を教育の場に持ち込むことは適当でない、という反対もあるかもしれない。しかし、このやり方こそ、弱者にもっともやさしいやり方である。

教育現場でほんとうの弱者は、子どもである。いまの学校では、たまたま暴力を振るったり、生徒の人権を無視したり、いじめを解決する能力がなかったり、教育能力に問題がある教師が担任になったりしても、子どもはなすすべがない。担任が変わるまで我慢するか、不登校になるかしかない。教師に対するチェックが働かないやり方は、弱者に犠牲を強いるもの、つまり強者の論理ではなからうか。

校長が学校の経営権を掌握していれば、どんな問題があっても、子どもは保護者を通して校長に問題を持ち込むことができる。校長は、問題を解決する権限と責任をもっている。校長が問題を解決できなければ、生徒は学校をかわることができる。いまのやり方に比べて、新しいやり方のほうが、はるかに弱者にやさしいのは明らかだろう。

校長や教師にとっても、教育理念を同じくする仲間と協力して教育にあたるやり方のほうが、精神的にも楽で、ずっと働き甲斐があるはずだ。

3-3 成績の相対評価をやめ絶対評価に

もうひとつ、生徒の連帯を阻害し教育現場を歪めているものに、成績評価の方法（相対評価）がある。これを、一刻も早く絶対評価に改めるべきである。

相対評価は、必ずしも文部省が決めた方針ではないようだが、各教育委員会の規定により、日本全国で5・4・3・2・1といった相対評価が強制されている。そして、5は生徒数の5%、4は17%、……といった割合（県ごとに多少異なる）を守り、成

績をつけなければならない。

このやり方は、不合理であり、現場に矛盾を強いている。相対評価では、クラスの大勢ががんばって学力が伸びたとしても、それが成績に反映しない。教師は、どの生徒に2や1をつけるかで苦慮し、学力不振児や、茶髪や暴力など問題行動を起こす生徒がいるとむしろ助かる、という心理状態に陥る。同級生の成績が悪ければ、自分がよくなるという関係は、生徒の連帯（信頼、助け合い）を阻害し、他人の失敗を望む心理を生み出す。そして、成績のよい生徒や悪い生徒に対するいじめの温床になる。

学力評価の方法が、他人との比較であることには何の合理性もない。自動車運転免許の学科試験が70点以上合格（絶対評価）であるように、公教育の成績評価は絶対評価であるべきだ。絶対評価であれば、成績は純粋に個々人の問題になり、かえって、助け合い（みんなで勉強する）という態度が形成されるだろう。

相対評価が広まった理由のひとつは、絶対評価に対する反感であろう。絶対評価は、生徒の学力を「絶対的に」評価する。低い評価を与えれば、「絶対的にだめ」という烙印を押すことになる。それは避けるべきだ、という感覚が生ずる。これは、「絶対」という言葉の語感にまどわされた誤解である。学力を評価しても、人格を評価したことにはならない。そして、学力はたえず変化・向上していくから、いったん不本意な評価を受けても、いくらでも再挑戦のチャンスがある。これらを踏まえれば、絶対評価こそ、もっとも教育効果の高い評価の方法だとわかるだろう。

3-4 義務教育の見直し

戦後教育改革の柱は、6・3・3・4制を導入し、そのうち小中学校9年間を義務教育とすることだった。

50年前にこの改革が行なわれた当時、中学卒業生の圧倒的多数は就職した。現在、高校進学率は、96%を越えている。高等学校教育は事実上、国民のすべてが受ける教育となっている。小中学校のみを義務教育とすることは実態に合わなくなっている。

このため、次章でのべるように、小中高の12年間を、連続したひとつの過程と考え、国民の「基本教育」と位置づけるべきである。

しかし、従来9年間だった義務教育を、単純に12年間に延長することは適当でない。高校ではただでさえ、学力や学習意欲の問題から、中退者が急増している。一方中学校では、不登校や暴力などの問題行動が広がっている。高校を義務化すれば、中学校の問題を高校に拡大する結果となろう。

そこで、義務教育の考え方を、つぎのように改めよう。

小中学校は、市民生活の基礎を築く教育と考え、これまでどおり主として公教育のかたちで行なう（これを「基礎教育」とよぶことにする。付論22ページ参照）。学校に通い、授業に出席すれば、卒業資格が得られる。変更点としては、小中学校の設置を

自由にして、親の選択の幅を広げる。親の義務は、子どもに「小中学校を卒業させるか、または、高等学校に相当する学力を身につけさせること」である。

高等学校は、日本社会の基本学力を与える教育（基本教育）と考え、これまでの教育形態にくわえ、高等学校学力検定テスト（高検）を実施する（9ページ参照）。なお、中学を卒業していなくても高校に入学できるようにする。

このようにしても、実際にはほとんどの親が、子どもを学校に通わせるであろう。しかし、わずかではあってもこのようなバイパスがあることが、学校を教育機関として再生させるためにきわめて効果的な刺激になる。

4. 高等学校の改革

4-1 高校の経営権を校長に

小中学校の場合と同じ考え方によって、高校の経営権～教育プラン、予算、人事に関する権限～を校長に与える。

このことによって、校長と教師、教師相互、生徒相互、教師と生徒、教師と親の連帯を生み出すことができる。校長の経営権は、以下にのべる改革の前提であり、出発点である。

4-2 高校入学は原則として無試験に

高校では入試を原則として、行なわないことにする。高校進学率が96%を越え、ほぼ全員が高校に進学する現状では、高校入試を行なう意味がない。

現在の高校入試は、多くの生徒にとって、人生で最初に経験する試練である。しかも失敗は許されない。そのため中学生は、大きな精神的負担を強いられている。進学の材料となる内申書や偏差値も、教育を歪めてきた。また本来、内容的には連続したカリキュラムであるはずの中学高校が、3年ずつに分断されていることのマイナスも大きい。競争はあってよいが、それは大学（専門教育）の場で行なうべきである（11ページ参照）。基本教育の場には、入試・選抜の負担がかからないようにする。

*

高校進学希望者の人数と高校入学定員がほぼ一致していても、一部の学校に人気が集まれば、混雑現象が起こる。そこで入試に代え、つぎのような工夫をして選抜を行なう（後述する大学入試の改革や、高等学校学力検定テスト（高検）の採用によって、学校格差があまり意味をもたなくなるので、混雑現象も緩和されると期待できる）。

1) 高校ごとの入学定員を弾力化して、希望者をなるべく多く受け入れる。若年人口は減少しつつあるから、施設の余裕はある。

2) 志願者は、出願資料（中学の成績、学外機関の行なう到達度テストの成績、高校の要求する課題、その他）を複数の高校に送り、入学許可の返事が来た高校に手続きを行なう。この場合、内申書を進学資料に用いないこと、中学の成績は絶対評価であることが大事である。また、高校は、入学許可の返事を出す人数やタイミングを、入学手続きの具合をみて調整する。

これからの高校は、高等学校学力検定試験（高検）をめざすさまざまな年齢・職業の人びとが、基本学力を身につけるために学び直す場所でもある。生涯教育の場として生まれ変わるために、入試の廃止（書類選考への一本化）は、どうしても必要な改革である。

4-3 高校の学力認定のため、統一の外部試験を

高校進学率が高まるにつれ、高卒の資格が空洞化し、急速な学力低下が起こっている。そこで、高等学校の卒業に相当する学力を認定する、「高等学校学力検定試験（高検）」を創設する。現行の大学入学資格検定試験（大検）は、高検に発展的に解消する。

高検と、現行の大検の違いは、以下の通りである。

1) 大検は、大学の受験資格（＝高校卒業の資格）を、高校を卒業しなかった一部の人びとに与えるための試験である。それに対して、高検は、大学の受験資格（＝高校卒業の資格）を得るために、すべての人びとが受ける試験である。

2) 大検は、年に一回だけ行なわれる。高検はもっと増やして、年に6回程度は行なわれる必要がある。

3) 大検は、相対評価（平均点以上が合格）によっているが、高検は、絶対評価（基準点以上が合格）とすべきである。

4) 大検は、現在の高校カリキュラムに対応するものであるため、多数の試験科目を擁する。それに対して高検は、基本教育の到達度テストであるから、主要教科の基礎的な内容だけを出题する。

*

高検を設けることには、以下の利点がある。

高検は、高校教育の成果を測る外部基準である。

教育を行ないつつ、その成果（卒業資格）も当の高校が認定する現在の制度では、どうしても「お手盛り」になり、学力が追いつかなくても卒業させてあげようということになりやすい。高卒とは名ばかりで、英語や数学がまるでできない卒業生が増えている。高卒と履歴書に書いてあっても、どれだけの学力があるか期待できないから、世間は、どの高校を卒業したかで判断しようとする。すると学校差が実質的な意味を持ってしまうから、「よい高校」へ進学しようとする競争が再生産される。

こうした問題点を解決するのが、外部基準としてのテスト、すなわち高検である。

高検をパスしなければ、高卒の学力があるとはみなされない。となれば、生徒はこのテストをパスするように努力する。教師も一人でも多く合格させようとする。共通の目標に向かって進む教師と生徒のあいだに、連帯が生まれる。生徒のあいだにも連帯と学習の意欲（動機づけ）とが育まれる。これが高検の、第一の利点である。

第二の利点は、高検によって、高校レベルの教育を修了した国民が共通に備えるべき知識と学力を、はっきり示すことが可能になることである。高検をパスしたことをもって、高校レベルの学力があることの証明とする。そして、就職の際は、高卒資格のかわりに高検資格を認める。自動車で道路を走るのに運転免許が必要なように、産業社会に出るためのライセンスが高検である。高検は、人びとの相互行為を期待可能にし、産業社会・市民生活を円滑に機能させる。

高検は、大検と同じように、英語、国語、数学をはじめとする高校の主要教科をカバーする必要がある。そして、十分にやさしい必要がある。大多数の生徒にとっては、ちょっとまじめに勉強すればすぐ合格できてしまう程度の、ほんとうに基礎的なことがらに限定することが大切だ。この結果、高校は、残りの時間を自由な教育プランにもとづき、創意工夫をこらして教育することができる。

第三の利点は、高校以下の教育を歪めないことである。高検は、高卒資格と違って、どの高校を出たかが問題とならない。したがって、特定の高校を志望する必要が薄れる。入学する高校を選ぶ基準は、むしろプラス・アルファの部分、その高校独自の教育方針や教師陣の魅力、校風、課外活動といったものになるだろう。教育のなかみによる競争が始まり、その結果、高校教育はより充実していく。一方、高校受験は廃止できる。

5. 大学の改革

5-1 学生定員を廃止して、入試をなくそう

大学の入試が諸悪の根源であると言われて久しい。しかし、大学入試はなくならない。大学入試は、日本社会において、人材のスクリーニング機能（これだけ難しい入試をパスしたのだから、有能に違いない）を果たしている。これに代わる仕組みを見つけないかぎり、入試はなくならない。

中教審答申は、「過度の受験競争の緩和」をうたっている。「適度」な受験競争ならあってよい、と認めてしまっている。受験競争とその弊害に苦しむ子どもたちには、救いがない。

大学入試に代わる、新しい、より合理的で機能的な競争と人材選抜のシステムを作り出す。そのためには、大学の学生定員を廃止することが不可欠である。

*

国立大学にとって、学生定員は、教員の人数や建物の面積、予算など、大学運営の基礎になっている。私立大学の場合も、大学設置基準や私学助成金を通じて、この数字は大きな意味をもっている。

学生定員の運用は、大変に硬直的である。入学者は学生定員より多くても少なくてもいけない。入学者が定員に満たなければ、原則として二次募集をしなければならない。さらに重大なことは、「入学者＝卒業生」、すなわち、定員のまま全員が卒業することが原則とされていることである。留年は望ましくないとされ、中退は例外的な扱いである。

この結果、大学教育は空洞化した。入学すれば、よほどのことがない限り卒業できる。となれば、学習意欲が低下する。卒業生に対する社会的な評価も、入学時の学力（受験偏差値）によって決まり、本人が大学でどういう教育を受けたかによっては決まらない。この根本のところを変えないと、他をどう改革してもだめである。

*

キックアウト制（入学者のうち、成績が基準に満たない者を留年・中退させる制度）を採用すべきである。

入学者と卒業生の数が等しいのは、大学教育がうまく行っている証拠ではなくて、大学教育が空洞化している証拠である。「入学者＞卒業生」、でなければならない。アメリカの多くの大学はキックアウト制をとっており、入学よりもむしろ、その後の学部成績評価のほうが厳格である。入学の門戸は広く開かれているが、進学の関門がいくつもあって、成績が基準を満たさないと留年・退学になる。厳しく学力を評価する、教育効果の高い大学、したがって志望者の多い大学ほど、「入学者－卒業生＝中退者」の比率が高くなる。

志望者を大学が門前払いする「入試」よりも、入学してからの選抜のほうがよい。入試では、高校までの学力を測るだけで、大学の専門教育の適性は測れない。大学に入学してからの成績で競争し、判断するほうがはるかに合理的である。

*

入試をなくすと、一部の大学に学生が集中する「混雑現象」が起こるという心配があるかもしれない。しかし実際には、そのようなことにならないと予想できる。

まず、この制度の準備として、2～3年程度をかけて、大学はカリキュラムを公開し、各学年の期末試験の過去問題や、合格点について事前に公表する必要がある。入学しても単位を取得できそうになれば、学費の払い損だから、そもそも入学しない。この制度では、単に入学しただけではまったく社会的評価が得られない。これに、後述する奨学金の制度を組み合わせれば、混雑現象はコントロールできる。実際、この制度はアメリカをはじめ諸外国でうまく機能しているのである。

入学許可は、書類審査によって行なえるであろう。高検をパスした証明のほかに、大学によっては一定以上の学力を証明するため、英語ならTOEFLというように、

それ以外の資料（全国共通で行なうテストの成績が望ましい）を要求してもよい。

5-2 学費制度を改革し、奨学金を充実させよう

前項の改革に加えて、学費をある程度高くする一方、奨学金を充実させることが必要である。

入試をなくせば、原則として誰でも大学に入学できることになる。これは、教育の機会をすべての人びとに開く意味で大事なことだ。ただ同時に、大学教育のコストについても考えなければならない。たとえば、国立大学医学部のコストは高く、学生の支払う学費はそのごく一部を負担しているにすぎない。残りのコストを国民が負担しているわけだが、それは、医師を養成することの社会的利益に見合うものだと考えられているからである。

学費をこのままにして入学基準をゆるめれば、社会が必要とする以上の教育サービスを提供するコストを、社会が負担するという不合理が生まれる。そこで、無条件で入学を認められる者の支払う学費は、限界費用に等しいものである必要がある。学費は現在の数倍になるだろうが、それでも、貯金さえすれば誰でも大学教育を受けられる。教育を人生の喜びとして享受する社会人や高齢者が、自分で学費を負担して入学する自由は、保証されるべきだ。

*

そのうえで、大部分の学生が何らかの奨学金を受けられるように、制度を充実する。

まず、奨学金の種類を増やし、金額（貸与額）と人数を増やす。奨学金は、大学ごとに支給を決定し、銀行から学生本人に貸し付ける。そして、大学での成績に応じて貸し付け条件が優遇されるようにする。条件のよい奨学金（たとえば学費免除+現金支給）は、すべての学生が受けられるわけではないので、社会的に評価される。

奨学金制度の詳細については、別にのべる（付論24ページ参照）。

5-3 大学の流動性、機動性を高めよう

大学を活性化するために、大学間の交流を活発にし、教員や学生の流動性を高める必要がある。

アメリカの大学がこの半世紀、世界的に輝かしい評価を受けているのにひきかえ、日本の大学は、それなりの資源を投入しているのに、精彩がない。違いは、管理運営の方式や大学の組織原理にある。

日本の大学は、教育研究の面でどれほど成果をおさめたか、それを評価する指標がなかった。日本の大学は、入試の偏差値（入学時点での成績）で評価されるのみであった。それでも学生定員があるおかげで、どの大学も、教育のなかみや効果に関係な

く、学生を確保できた。

学生定員がゆるやかになれば、学生が大学を選択する自由が増え、人気のある大学とない大学がはっきりしてくる。そこでどの大学も、教育研究のなかみで勝負しようと競争を始める。大学は、よりよい教育研究を行なうように努力するだろう。大学教員一人ひとりの努力も必要であるし、大学の経営努力も必要である。

*

学生と同様、教員の流動性を確保することも、大学を活性化させる決め手になる。

教員の流動性を確保するには、派遣制、任期制、公募制などの方策が考えられる。

派遣制について。大学教員の大部分は、必ずしも大学ごとに雇用される必要はない。たとえば国立大学なら、各地に「関東教員派遣機構」のような組織を作り、配置換えを行なう。そこで基本給を保障したうえで、各大学の招きに応じて、講義や学生の指導を担当する。講義に工夫をこらさなければお呼びがかからない。そのためみな努力し、大学教育の質は格段に向上するであろう。

任期制について。終身でない、年限付きのポストを増やす。たとえば五年ごとに業績を見直して、雇用条件を更改することは、特に厳しい国際競争にさらされる研究ポストについては常識であると言ってよい。有能で画期的な業績をおさめる研究者によりよい待遇を与えることは、限られた資源を有効に配分し、学問の発展をうながすためにも重要だ。

公募制は、研究ポストに人間を採用する場合の、原則とすべきである。諸外国に比べて日本の大学の「純血率」（自大学の出身者が教員に占める割合）は異様に高く、人事の停滞、教育研究の停滞の大きな原因になっている。研究ポストが公的資産であることをよく理解し、国内のみならず広く世界に、日本の教育研究ポストを公開していくこと（研究開国）が重要である。

6. 文部省の役割と施策

6-1 文部省の役割

文部省が日本の教育において果たしてきた歴史的役割は、高く評価できる。特に、明治維新以後ごく短い期間に、初等教育を国民に普及し、文盲をなくし、国民の素養を高めたことは特筆に値する。

けれども、文部省（政府）主導で進んだ教育の近代化は、日本の教育に大きな歪みをもたらした。文部省が教育のあり方に責任をもち、箸の上げ下ろしに等しいこまごまとした教育のプロセスを、法令や通達によってこと細かに管理するやり方を誰もが当たり前と思い、自らの責任によって教育を行なう親・学校・地域社会の主体性が阻害された。そのため、教育はいま窒息しかかっている。産業社会のための人材養成とい

う、文部省の歴史的役割は、終わったと言えるのではないか。

公教育が一定の役割をもち、教育に国費が支出される限り、教育に対する政府の役割は残る。文部省（政府）は、その機能を変えるべきなのである。すなわち、教育を直接的に管理するのではなく、教育を行なう関係者（学校・親・地方自治体・地域社会）の能力を信じて、それを間接的に支援することである。たとえば、教育の評価を行なうための基準を設けたり、共通カリキュラムの原案づくりを支援したり、奨学金や研究費の分配のためのルールづくりを支援したりなど、プロセスの管理から、結果の評価への転換が必要だ。

*

文部省（政府）が教育のプロセスを管理しようとするのは、教育に関わる当事者（学校や親や地方自治体）を信じていないということである。この姿勢が、教育をよくしようとする当事者の意欲と努力を、萎えさせてきた。

教育をよくするには、教育をよくしようとする当事者の努力が、よりよく実を結ぶような環境をつくることである。そのために、大きな権限と実績をもつ文部省自身の、発想の転換と行政改革が、いまこそ求められている。

6-2 中央教育審議会の方針について

中央教育審議会（中教審）は、さきごろの答申で、「ゆとり」「生きる力」を柱とする見解を打ち出し、「心の教育」をおし進めようとしている。

中教審の答申は、教育の現状と問題点を掘り下げ、これからの教育が向かうべき指針を打ち出している。そこには、耳を傾けるべき提案がいくつもあるが、肝心なところで、教育の問題をつかみそこね、適切でない指針を導いていると考えられる。

*

第一の問題点は、教育問題の所在が適切にとらえられておらず、対策が対症療法に終始していることである。それは、「心の教育」という問題のしほり方に現れている。

児童・生徒の問題行動が多発し、いじめ、不登校、学級崩壊、学力低下などが顕著になっている現状を、中教審は「心の教育」によって乗り越えようとしている。しかし、このような問題のしほり方は不適切であり、むしろ有害である。

人間の「心」というあいまいなものに原因を求め、「心」がむしばまれたから問題行動が起こる、「心」を教育すれば問題行動が起きないはずだというのは、根拠のない考え方である。むしろ問題は、適切に「行動」できないことなのであり、その背景にある病理は無連帯（アノミー）である。適切に行動する訓練こそが大切であり、「心」が問題なのではない。

あるインターナショナル・スクールの校則は、3条しかなく、つぎのようである。

1) Respect the rights and property of others.

2) Never keep someone else from learning.

3) Never say or write anything to hurt someone.

3)の「誰かを傷つけるようなことを、書いたり言ったりしません」は、行動の次元であり、「誰かを傷つけるようなことを考えたりしません」、つまり心の次元ではない。心で何を考えようと、それは個人の自由である。だが、それを行動に移してはならない。これが、必要で十分なことではないだろうか。いっぽう、心に他人が踏み込んではいない。他人に対していつでもやさしい「心」を持つと言っても、それは検証しようのないことだから、結局は偽善になってしまう。「心の教育」は、偽善を教えるだけで、問題の解決にならない。

誰かが悪意を持っていても、それが行動に移されなければ、それで人びとは生きていける。それが市民社会の法律、道徳である。市民社会の法律、道徳に相当することを、学校では教えるべきではないだろうか。

無連帯に対処するには、必要なとき必要な行動がとれる能力が大切である。それは、訓練によって身につくものである。やさしい思いやりのある「心」を育てるより先に、正しく行動することをこそ学ぶべきなのだ。

*

第二の問題点は、学校をめぐる価値観の転換がはかられていないことである。それは、「ゆとり」「生きる力」の強調に現れている。

「ゆとり」は、教育の現状が受験競争・詰め込み教育であることを認めたくなくて、その行き過ぎを加減し、競争や詰め込みの度合いをゆるやかにしようという発想である。大学を頂点とする受験競争や知育偏重の詰め込み教育が、教育をむしばむガンであり、除去すべきもの、除去できるものだという認識に立っていない。あくまでも、対症療法的発想にとどまっている。

「生きる力」も同じである。ともすればくじけそうになる子どもに、「生きる力」をもてと呼びかける。「生きる力」をのばす教育をするのだという。耳ざわりよくひびく言葉だが、子どもをくじけさせる原因、教育をとりまく構造的な問題に手をつけないまま、子どもに責任を押しつける無責任な発想ではないだろうか。誰もが持っている「生きる力」が自然に伸ばされてゆくような、教育の制度と環境を用意することこそが優先課題のはずである。

子どもを苦しめ、「ゆとり」「生きる力」を奪っているのは、学校中心の価値観、学校一元的な価値観である。学校の成績ですべてがはかられ、家に帰っても「勉強しなさい」「いい学校に行きなさい」と言われる。大事なことは、学校の価値観を相対化すること、世界が多面的な価値観に満ちていて、充実した人生を送るさまざまな生き方が可能であることを教えることだ。学校での勉強が、数ある大事なことのひとつであると理解できてはじめて、学業に目的意識をもって取り組める。価値観の多様化をはからないかぎり、「ゆとり」も「生きる力」も戻ってくることはないだろう。

7. 教育委員会の整理縮小

戦後教育改革の柱のひとつは、地方自治体の役割が強まり、教育委員会が設置されたことだった。小中学校の義務教育は市町村が、高等学校は都道府県が、それぞれ教育委員会を置いて主管することになった。

この制度はいま、曲がり角に来ている。第一に事実上、全員が高校に進学するようになって、小中学校と高校が別々のレベルの自治体（教育委員会）にゆだねられている意味がなくなったこと。一部地域では中高一貫の私立校が人気であるが、公立はそれに対抗しようとしても、小中学校と高校の連携が制度上でできにくくなっている。第二に、アメリカと異なって教育委員の公選制が取り入れられなかったために、教育委員会が文部行政の末端（伝達機関）であることに甘んじてしまい、当初期待されたような役割を果たしてこなかったこと。特に、親や地域社会と学校のパイプ役として、まことに頼りない存在である。第三に、教育委員会が人事権をはじめ大きすぎる権限をもっているため、それぞれの学校が主体性を発揮できないこと。教育委員会は官僚的な組織になってしまい、学校現場が動きにくくなっている。教育委員会の顔が見えないことも、国民の信頼を失わせる一因となっている。現在は地方議会が承認するというシステムになっているが、教育委員会の討議内容が一切明らかにされていない。どこに責任があるのかが、分からなくなっている。教育委員会の討議内容の情報公開が必要である。

教育委員会は、学校教育の他に、社会教育、スポーツ、生涯教育など多くの仕事を抱えている。社会教育やスポーツなどは、できるだけ民間に委託し、公的機関が直接タッチしないことが理想だろう。学校教育の部門も、大部分の権限を校長に移管することで、大幅に整理縮小できる。

*

ところで、校長が学校を経営する大幅な権限をもつ場合、校長はいったい誰に責任をもつのか（誰がどのように校長を選任し、交替させるか）という点が問題になる。

それは原則から言えば、地域社会の人びと（特に親たち）であるが、さらに具体的に考えれば、

- 1) 生徒の親たち（PTA）
- 2) 市町村議会や県議会の委員会
- 3) 教育委員会

といった可能性があらう。

これらのどれも、単独では機能しにくい。生徒はつぎつぎ卒業して行ってしまうので、PTAは責任ある継続的な主体となりにくい。議会は、住民の代表ではあるけれども、議員たちには政治的な立場があり、それが教育に直接反映しても困る。教育委員会は、かりに公選制を実施できればもっとも適当であろうが、そうでない場合には

大きな権限を与えにくい。

これらのことを考えると、校長を選任し、一定期間をおいて審査するのに適当な組織としては、

- ・公選による教育委員会（名前は教育委員会としたが、学校教育だけについての組織であり、現在の教育委員会とは実質がかなり異なる）
- ・市町村議会や県議会の教育部会（校長を選任するにあたっては公募で候補者を募り、PTAによる公聴会を何度か実施、必要なら投票を行なって決定する。校長の実績を評価する場合には、子どもの学習到達度、親の満足度、などに基づく）のふた通りが考えられる。

8. 教育を育む哲学・思想・文化の創造

最後に、長期の課題として、これからの教育を育む哲学・思想・文化を創造することがあげられる。

今回の改革案は、児童生徒が受験体制に苦しみ、未来への希望を失い、国民の間に学校教育への不信が広まっていることに対応する、緊急の提案である。そのため、6・3・3・4制の見直し、教育基本法の改正、文部省の改革といった長期的・根本的な問題には原則として手をつけず、一刻も早く教育の現場を再生させるための対策に問題を限定した。この改革案は、大至急採用されるべきだが、それと同時に、より長期の改革にも取り組んでいく必要がある。

まず大切なことは、教育による国民の資質の向上が、科学技術立国の大前提であり、日本社会の命運と将来がここにかかっていると、覚悟することである。そして、これからの百年を見通した教育の哲学の形成を、国民的な課題として取り組むことである。

教育の哲学は、ただの作文ではない。机上の論であることも許されない。どのような理由で、何と何をどのように学ぶか、どのような人間として社会に参加するかを、具体的に考えることである。

その場合、欠かせないのが、価値をめぐる教育であろう。わが国の学校教育は、戦争を起こした反省から、あえて宗教を無視し、価値の教育を行なってこなかった。しかし、国際社会において、宗教は依然として重要である。宗教に対する理解と敬意なしに、地球社会の一員として生きていくことはできない。公教育は、あくまでも価値中立の原則に立つものであるが、それは、家庭や個人個人の価値観や宗教を無視することを意味しない。むしろ、それを尊重することが社会・公共性の基礎となる。宗教的な価値を理解するための教育が、学校教育を再生するためのひとつの柱にならう。

わが国最高の叡知を集め、学校教育をささえ育む、哲学・思想・文化を徹底的に議論して、長期的な教育改革の基礎にすえること。これが、残された最後で最大の課題である。

第Ⅱ部 付論

～具体的ないくつかの提案～

この改革案を肉付けするための、具体的なアイデアをいくつか提案しよう。

これらは、本来、中間報告の本論でのべた改革と一体のものである。ただし、個別の論点を多く含むので、本論から切り離して、付論とした。

1. 家庭教育の位置づけ

学校教育の前提である、家庭における教育にどこか問題があるのではないかと、近年ますます多くの人びとが気づくようになった。

まず第一に、家庭の孤立が深まっている。地域社会の人のつながりが断たれ、都会的な環境のなかで、子どもは物の豊かさと情報の洪水に流されている。

第二に、親の影響力が強まっている。過保護・過干渉となるにせよ、その逆に放任となるにせよ、親の行き過ぎや失敗をチェックする地域社会が存在しないから、親のあり方は子どもに圧倒的な意味をもってしまう。

第三に、親の教育力が弱まっている。子どもの人数が減り、地域社会から切り離された親は、社会経験・人生経験に乏しく、社会の価値観を背景にして子どもに対することができない。

第四に、学校の価値観が家庭を浸食している。農家、商家などの家業が解体し、サラリーマンが圧倒的多数となった家庭は、学歴を重視しすぎる傾向がある。子どもは、学校でも家庭でも同じことを言われ、逃げ場がなくなって追いつめられる。

そこで、つぎのような手を打つ必要がある。

まず、学校を中心とした家庭のネットワークを形成すること。PTAのような組織とは別に、午後、放課後や休日の学校を開放して、地域の人びとの自主的な活動の場とする。

もうひとつ大事なことは、各家庭が学校と独立な価値観を持っていることを前提に、ものごとを進めることである。たとえば日本では、学校給食のメニューはひと通りで、残らず食べることがよいとされる。しかし、イスラム教やユダヤ教、ヒンドゥー教など食物規制のある宗教の多い諸外国では、このようなことは不可能で、必ず親の同意を得る。あるいは給食はオプションで、選択できる（自宅から食事を持参してもよい）ことになっている。行事への参加も、ビデオの鑑賞も、そのつど親の同意を求める。これは一例であるが、学校の行事や集団生活への同調を求めるまえに、学校が家庭の価値観を尊重する。こうして学校の価値を相対化することが、いま必要なのではない

か。

2. 小中学校の改革に関連して

2-1 授業の改革

小中学校は、教科の内容を思い切って精選すると同時に、その教え方も大胆に改革する必要がある。

まず、学級の人数について。20人～25人程度の少人数クラスがもっとも教育効果が高いことは、関係者のほぼ一致した意見である。予算の制約の許すかぎり、なるべく早い機会に、学級のサイズを理想に近づけるべきだろう。

つぎに、授業の形態を、一方通行の授業でなく、インタラクティブな双方向の授業に改めるべきだ。子ども一人ひとりが課題を見つけ、子どもの疑問に答えるかたちで授業が進む。自分で学び、自分で課題を見つける能力を身につけることを、最終的な目標とすべきだろう。

第三に、教壇に教師以外の、さまざまな大人たちに登場してもらおう。同級生の親たちの生き方、地域の大人たちの生き方にふれ、さまざまな価値観に出会う。人生の早い時期から、自分の家庭の外側に広がる世界を垣間見ることが重要ではないか。

第四に、教室を離れ、官民の公共的な施設を活用することも大切だ。学校の枠組みのなかで行なわれてきたクラブ活動、部活動を、学校を離れて地域のなかで行なうことも考えてもよいかもしれない。

第五に、長い期間、自然と触れあえる体験を、ことに小学校低学年の授業に織り込むこと。山村地域の空いた校舎に、宿泊施設を併置し、たとえば一ヵ月間、泊まりがけで「山村留学」をするのもよい。授業が終わった放課後は、子どもたちだけで無制限に遊ぶ。毎年行く場所が決まっていれば、釣りの仕方、野草の摘み方というような、遊び方のノウハウが蓄積される。

こういう自由な改革も、学校～校長～教師集団が教育の主体性を取り戻して、はじめて実現できる。さまざまな改革が競いあうなかから、すぐれた授業のやり方、カリキュラムが鍛えられていく。

2-2 クラス編成を自由に

校長に学校の経営権をゆだねることの一環として、クラス編成を弾力的にしよう。校長の教育方針に応じて、少人数クラスから40人クラスまでの、いろいろな試みがあつてよい。

現在は、生徒の人数に応じて自動的にクラス数が決まり、教師の数が決まることに

なっている。このやり方だと、クラス数（したがって、派遣されてくる教師）が新年度開始ぎりぎりまで決まらず、学校運営にさしつかえる。校長の権限でクラス数を決めることにすれば、来年度の準備がやりやすい。

クラスの規模は、20人程度の少人数が望ましいと、現場の教師の意見はほぼ一致している。一人ひとりの生徒に目が届き、丁寧な指導ができるという。多くの塾が、やはり同じ程度の少人数クラスで授業を行なっているのは、そのことを裏付けている。

けれども、少人数クラスにすれば教師の人数が増え、人件費がかさむことになる。またいまの制度をそのままにして、ただクラスの人数を少なくすればそれで教育効果があがるかという、疑問である。少人数クラスは、万能の切り札ではなく、それを活かす教育プランに支えられなければならない。

学校教育は、有限な資源（コスト）を大事にし、もっとも教育プランにとって大切な部分に資源を集中して、それ以外の部分の無駄を切り詰めなければならない。校長は、予算権をもっているから、全体の経費の配分を教育プランに基づいて決める。全体の予算は限られているから、少人数クラスにする（教師の人数を増やす）なら、年俵を切り詰めて若手の教師を雇うとか、事務部門や設備拡充の費用を削るとかする必要はある。生徒の人数に応じて一律に予算が配分されると違って、コスト感覚に裏打ちされた責任ある学校経営が求められる。

*

クラス編成が校長の自由になることで、さまざまな試みが可能になる。

たとえば、無学年クラス。美術、音楽、体育やコンピュータ教育など、学年を越えてクラスを編成したほうがよい科目もあるかもしれない。能力別クラス。算数・数学や英語、国語など、進度や理解度に応じたクラス編成をしなければ、授業が成り立たない科目もあろう。補習クラス。わからないところをもう一度根気よく教えることができれば、落ちこぼれは減らせる。小学校の高学年では、中学校のように教科担任制を取り入れて、教師の負担を減らすのもよいだろう。

2-3 午前に基礎科目を集中、午後は学校を地域に開放

校長に教育プランの編成を任せるということは、すでに歴史的役割を終えた学習指導要領を廃止するということである。

学習指導要領は、学年ごとのカリキュラムの大枠を、文部省が決めたものである。文部省は、これと教科書検定、そして無数の通達によって、小中学校の教育をコントロールしてきた。何をいつ教えるか、すなわち、教育の「プロセス」を管理するのが、学習指導要領の発想である。校長や教師は、学習指導要領に決められた通りに、教育をしなければならない。これでは、教育の創意工夫が生まれる余地がない。一方、教育の「成果」、すなわち児童・生徒が何をどれだけ身につけたかは、まるでノーチェッ

クである。決められた通りに教室で教えさえすれば、それでよいという発想である。その結果が落ちこぼれや不登校、問題行動であっても、学校のカリキュラムがそれに柔軟に対応することはできない。

教育のプロセス（やり方）を管理しないで、校長と教師の創意工夫に任せる。そのかわりに、教育の成果についてきっちり評価を行えばよい。文部省は、そのための手法や制度を開発すべきである。漢字の学習を例にとれば、学年別の漢字配当、しかも読み書きを同時に教えるという合理性の疑わしい方法を学習指導要領は強制しているが、そうした教え方は現場の創意工夫に任せる。その代わりに、小学校の卒業時に、たとえば「漢字到達度テスト」のようなものを実施して、学校ごとの教育効果の度合いをはかる。校長以下その学校がきちんと教育をしていれば、一定以上の成績を収めるはずだ。こうした教育成果を測る基準によって、学校教育をチェックする方式に改める。よりよい教育成果を求めて、さまざまな教育プランが試みられる。そういう活力ある教育、現場（校長・教師）の主体性と自助努力によって、教育を甦らせよう。

*

小中学校のカリキュラムを、以上の観点から、大幅に整理することが必要だ。「読み書きそろばん」の原点に立ち返り、社会生活のうえで必要なもの、高等学校で必要になるものだけに絞りこむ。そうした必要最小限の部分を、「基礎教育」とよぶことにしよう。それ以外に何を教えるかは、各学校の自由な選択に任せる。そして、たとえばであるが、基礎教育は午前中にまとめて行なう。午後は、芸術活動、スポーツ、自然とのふれあい、地域との交流、補習授業、発展授業などを行なう。こうして、多すぎる教科内容を理解度と関係なしにつぎつぎ教え込まれる状態から、子どもたちを自由にしなければならない。

基礎教育のカリキュラムは、民間の機関（カリキュラム・センター）を設立するなどして、いくつか用意し、各学校が自由に利用できるようにする。そして基礎教育の到達度を測るテストも、科目別に用意する。

基礎教育以外の部分は、必ずしも学校が行なう必要はない。学校を地域に開放するという議論があるが、それをさらに進めて、市町村が午前中だけ、学校の建物を学校に貸す。午後は同じ場所で、子どもや大人をまじえた地域の活動を行なう。さまざまな職業、さまざまな社会的経験を積んだ人びとが子どもと関わることで、学校を中心とした地域社会がよみがえり、活性化すると期待できる。

3. 高校のカリキュラムの多様化を

高校の学力を認定する外部基準、すなわち高検を行なうことによって、高校教育の自由度を増し、個性豊かでユニークな学校を、いま以上に大量に生み出すことができる。

戦後長い間、高校の主流は普通科であり、工業、農業などの職業高校がそれを補完していた。普通科教育と職業教育とは本来、機能の違いであるはずなのに、現実には「点数の足りないものは職業高校へ」という進路指導がしばしば行なわれ、本来の姿を逸脱してきた。これを正す意味で、理数科、国際科などの新しいタイプの高校や、単位制高校、コース制高校などの試みがなされてきている。しかし全体として、高校のカリキュラムは学校ごとに固定しており、いったん入学すると、生徒の選択の余地はきわめて少ない。

高校の多様化は、実社会の要請である。そのいっぽう、やみくもに多様化が進めば、どの高校でも共通して学ぶ内容があまりにわずかになってしまう。高校のアイデンティティが見失われかねない。

高検があれば、小学校から高校までの基本教育が、たしかに身につけていることを各自が証明できるから、逆に高校教育は自由になる。高校はカリキュラムのごく一部を高検の準備にあてればよく、それ以外の時間は学校ごとの裁量で、発展学習、大学進学や就職の準備、職業教育、外国語や芸術、スポーツなどのコース、コンピュータやボランティア、実習・実験など、特色ある教育を行なうことができる。試験に出ない科目を、生徒は熱心に勉強しないと言うかもしれない。しかし大部分の生徒にとって、高検の試験はやさしい。しかも、資格試験であって競争試験ではないから、1点を争って成績を伸ばす必要がない。高校1年か2年で、多くの生徒が高検に合格してしまう。残りの時間を、各自が将来に必要なと思う教科にあてる。それが将来の役に立つのであれば、真面目に取り組むはずだ。

高校は、社会の要請と生徒自身の多様な希望に応じて、選択教科を用意する。能力別クラス、無学年クラス、補習クラスなど、多様な形態の授業が当たり前になる。時代とともに歩み、時代を先取りし、生徒の要求にこたえる活力ある高校が築かれよう。

4. 小・中・高校の改革に共通して

4-1 不必要な会議・研究授業・事務書類を廃止する

小・中・高校の教員が、雑用に追われ、忙しすぎて教育に集中できない点も改めなければならない。

本来教師のすべきでない事務作業の量が多ければ、校長の権限で事務職員を雇用し、事務部門を強化できる態勢を整えるべきだ。そのうえで、学校の事務を徹底的に見直し、本当に教育に必要なもの以外はすべて整理すべきである。

校長が、学校の経営権を握れば、文部省や教育委員会など上部機関からの通達や、連絡のための会議は必要なくなる。文部省の補助金を獲得するための、モデル校や指定校などの活動も、なくしたほうがよい（指定校になって行事に明け暮れた結果、学

力が低下したり、問題行動を起こす子どもが増えたりするケースがよくある)。形式化した書類(たとえば、毎年制作するぶあつい教務資料)づくりも、やめるべきだ。

必要な書類は、各教師が授業を進めるために用意する書類、教室で実際に使用した資料類、個々人の成績原簿と個人記録、到達度テストの結果だけであろう。

学校内部の会議も、極力減らす。校長の権限のもと、教師の役割分担がはっきりしていれば、いちいち会議を開かなくてもよくなる。

4-2 校長・教師に「異動の自由」を

校長に教育上の大きな権限と責任を与える、本中間報告が提案するシステムが機能するためには、校長や教師の「異動の自由」が必要となる。新任の校長や、一緒にチームを組む予定の教師たちは、現在の職場を離れなければならない。また、教育の成果があがらなかつたり、予定の任期を満了した校長や教師は、新しい学校を探さなければならない。

いまの地方公務員法の建て前では、身分保障があつて特別の理由がない限り「解雇」できないことになっている。また、校長・教師を教育委員会が配分している現在のやり方では、都道府県を越えた人事の交流はむずかしい。その枠内で、この改革を進める場合には、教育委員会が後押しして、まず一部の学校を選んでこのシステムを先導試行することが考えられる。そして実際に効果があがることが確認できたら、残りの学校にも順次広げてゆく。前の学校をやめて次の学校がすぐ決まらない校長や教師は、大学院で研修を行なつたり、事務職などに転出したりすることもできよう。校長・教師のスキルアップのシステムを整備することが、異動の自由のためにはどうしても必要である。

将来は、小・中・高校の教員が地方公務員法の枠を離れ、教育委員会と無関係に、全国を異動できることが理想である。校長は自由に、全国から人材を集められる。教師は、教育力に応じた待遇と社会的評価を得ることができ、活発な人事交流が教育現場により刺激をもたらすであろう。

5. 大学の改革に関連して

5-1 奨学金制度を改革する

大学改革の柱は、入学定員(入試)の廃止であるが、それを実効あるものにするため、学費の値上げ、ならびに奨学金制度の充実が必要である。大部分の学生が、何らかの奨学金を受けられるようにする。

現在の奨学金制度は、昭和18年に設置された日本育英会の奨学金を柱にするもので、時代遅れなうえに矛盾が多い。第一に、金額(貸与額)が少なすぎる(特に、学部生

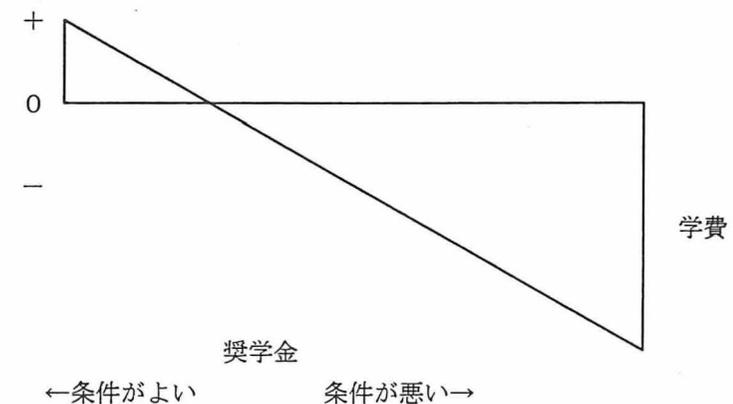
に対して)。第二に、「免除職」の規定があつて大学や研究機関に就職すると返還が免除(つまり贈与)されるが、就職できなかつたり民間企業に就職したりするとそれはできない。いまだきこんな区別は必要ない。全員返還することにすればよい。第三に、配分が一元的なため、新設大学や学科は不利なうえ、配分の基準も硬直的になりがちである。第四に、所得を重視するため、資産家の子どもが親の援助をあてにして学生結婚した場合、無収入となりまづ先に奨学金を受けられるという不合理が生ずる。

そこで、現状に比して、金額(貸与額)と人数を数倍から数十倍に増やすこと。そして、奨学金の種類を多くすること。この二点が必要である。

日本育英会は現在、奨学金を一元的かつ学生に直接配分している。それよりも、各大学独自の奨学金に対する補助(利子補給)のかたちに改めたほうがいい。

*

大学ごとの奨学金は、つぎのような機能と利点をもつ。第一に、どの学生にどれだけの奨学金を与え、学費を免除するかは、大学経営の基本にかかわるので、大学が決めるのが適当である。学生の成績などに関する個人情報も、大学が持っている。第二に、条件のよい奨学金を誰にでも与えることはできないので、審査は公正・厳格となる。奨学金を得ることは、社会的な評価につながるだろう。第三に、条件がよく評価の高い奨学金は、どの大学にも少しずつあることになるので、入試が作りだした偏差値序列をつき崩して、教育力のある大学に優秀な学生が分散する、望ましい傾向が生まれる。



奨学金は、大学生本人に対する貸し付けを原則とする。銀行が学生に長期のローンを貸し付け、卒業後数十年かかって返済する。返済を保障するため、大学が仲介して、学生は保険にも加入する。比較的条件のよい奨学金(たとえば返済利息なし)は、貸与であっても半額給付と同じである。もっとも条件のよい奨学金は、学費を免除したうえ、学資を給付するものである。こうしたものは、全在生のごく一部しか受けら

れないので、名誉と社会的評価をとまなう。

奨学金は、親の所得と無関係に、学生本人の大学の成績に照らして条件を設定する。入学後、専門の学力を発揮するほど、よりよい奨学金を獲得できるようにする。学生は、勉学の強い動機づけが得られるだろう。奨学金を受け取ることで、正常なコスト感覚が刺激され、将来社会で役立つ知識や専門能力を、全力で身につけようという積極性が育まれる。

奨学金は、在学中の負担が少なくすむよう、またほとんどの学生に行き渡るよう、十分な金額を用意しなくてはならない。

*

現在の私学助成金も、この奨学金の枠組みに統合できるだろう。政府が私立大学を管理統制するという色彩をどうしても持つてしまう私学助成金の問題点は、この方式によって解消できる。

大学ごとの奨学金のほかに、財団や公益法人、企業、個人がそれぞれの目的に応じて設ける各種の奨学金が多くあることが望ましいのはもちろんである。そうした奨学金は、国費の支出を削減する効果があるので、税法上の優遇措置がとられるべきだ。

奨学金は、将来に対する投資であり、国民の資質を高め経済社会の基礎を固める有益な支出である。「科学技術創造立国」をはかるわが国が、まず充実させなければならないものである。

5-2 研究費を公正な競争にもとづいて柔軟に配分しよう

研究費の配分も、より多元的・競争的で、柔軟のものに改める必要がある。

現在、日本の大学の研究の大部分は、文部省の科学研究費（科研費）助成金によってまかなわれている。かつて科研費は、一件あたりの金額が小さかったが、最近は巨額のものも増えている。にもかかわらず、科研費のシステムには、問題が多い。

第一の問題は、全研究費に占める科研費のウェイトが大きすぎて、研究費の配分が一元的になっていることである。奨学金の場合と同様に、多様な観点や価値観から多様に分配されるほうが、健全であり望ましい。

第二に、審査が形式的であることである。科研費の配分は、関連の研究者からなる諮問委員会にはかられるが、分野によっては学会がこれに介入し、「多くの人びとに平等に研究費が行きわたる」ように運用しているところもある。

第三に、もっとも問題なのは、使途が細かく指定されすぎていることである。特に、人件費としての支出（いわゆるポストクの雇用）ができない。この点は、アメリカの研究費のあり方とかけ離れており、若手研究者の養成に大きな支障が出ている。ひいては国際競争力の低下を招いている。

研究費の使途は、原則自由とすべきである。研究責任者が必要と思えば、何に使っ

てもよいものとする。その代わりに、現在ノーチェックに近い、研究成果の評価に予算とエネルギーをかけ、無駄な研究、レベルの低い研究でなかったかどうか厳しく事後評価する。研究成果があがれば、研究費は有効に使われたのであり、その使途はどうでもよい。成果があがらなければ、仮に予算通りに「適正に」支出していたのだとしても、まったくの浪費である。「使途は自由に、成果の審査は厳しく」を原則とすべきだ。

*

研究費の獲得を、いま以上に競争（コンペ）にゆだねることで、研究はいちだんと活発になる。もちろん、短期に成果の上がりにくい研究や、地味な基礎研究も大事だから、そうした研究に対する助成は、そうしたタイプの研究基金によって行なう。研究基金への寄附行為が、税法上の優遇措置を受けられるようにすることはもちろんである。

5-3 国立大学の整理統合と、大学設置基準の自由化を

大学はもともと国際機関としてスタートした。学位や教授の称号が世界で通用するのはその精神を反映したものである。

ところが日本では、国が大学を設置した経緯から、大学の制度が国際基準に必ずしも適合していない。たとえば、外国の大学の学位や単位を日本の大学で認めようとするれば、いちいち規則を定めなければならない。また国立大学は、国家公務員法の枠内で、政府機関のひとつとして運営されているから、大学の教育研究の実態とあわないところが多々生じている。

戦後、大学教育の普及と大衆化を背景に、各都道府県に最低一つの国立大学が設置された。これは、高等教育の普及を目的としたもので、研究を主眼としたものではない。研究の面からみれば、むしろ資源が分散して効率的でない。拠点となるいくつかの大学に、研究機能を集中させるべきだ。

教育の点から考えるならば、国立大学と私立大学が併存することは、公正な競争を妨げる側面がある。国立大学は私立大学と違って、教育コストの相当部分を国庫に負っており、安い学費で学生を受け入れることができる。これは、大学教育を低所得層に開くという意義があったが、すでにその歴史的役割を終わった。先にのべた奨学金の改革を行なうなら、学費の安い大学が存在する必要はない。

この観点から、教育機関としての国立大学に、これまでのようなやり方で国費を投ずる必要は疑わしい。国立大学を残すとしても、国家公務員法の枠をとり払うなど、私立大学と対等の競争ができるように工夫すべきだ。

*

大学設置基準は廃止すべきである。

設置基準は、看板倒れで教育研究の内実がともなわない大学を、事前に審査して排除することを目的にしている。しかし、審査は形式的で実質に乏しい。またこの制度が、大学が社会の必要に臨機応変に対応することを妨げている。

塾や予備校は、設置基準など何もないが、生徒や親の厳しい選択によって、教育の内実のともなわないところはどしどし淘汰されている。大学も同じように、信頼できる外部評価のシステム（銀行や債券の格付け機関のようなもの）があれば、それで必要かつ十分であろう。

日本の大学が世界に開かれ、国際的な交流を拡大していくために、大学設置基準が邪魔である。外国の大学を日本の大学と同様な資格をもつものとみなし、単位の互換や人事の交流をはじめ、対等な大学同士としての交流関係を築くことが大切だ。そのためには、大学の設置を自由化し、よりよい大学を作ろうとする改革の努力・意欲を後押しすることが大切である。

6. 学校外教育の充実

学校教育があまり大きな意味を持ちすぎないためにも、学校以外の場所での教育を充実させることが必要だ。特に、ここでの提案のように改革が進めば、高校、大学入試はなくなり、塾・予備校・進学教室も消えてしまうだろうから、なおさらである。

いじめ、不登校、校内暴力といった問題は、学校の人間関係が子どもたちにとって唯一の世界となり、そこから逃れられないために起こっている。かつての近隣集団のように、子どもを二重、三重に包む異なった人間関係の網の目ができることが重要だ。

そこで、学校の近隣に、あるいは放課後の学校を舞台に、さまざまなタイプの学校外教育が盛んになることが望まれる。野球、サッカー、バスケットなどのスポーツ・チーム。美術、音楽、バレエ、陶芸などの芸術活動。動物飼育やボーイスカウト、ガールスカウトなどの野外活動。補習塾や英語塾。あるものはボランティアで、あるものは商業的に運営されるだろう。

こうした民間のエネルギーを有効に活用するためには、慎重な配慮が必要である。たとえば、不用意に無料のコースを開いて、民間の塾の経営を圧迫してもいけない。補助金とひきかえに、煩雑な規則でがんじがらめにしてもいけない。

そのため、補助金の代わりにたとえば「クーポン券」を生徒に配布して、自由に学校外教育に参加してもらい、という方法が考えられる。クーポン券は、月謝の代わりに支払うことができるので、補助金的一种だが、生徒や親が自由によりよい学校外教育を選択できるので、よりよい効果をうむ。こうすれば、民間のさまざまな塾やスクールを、健全なかたちで支援することができるだろう。

学校外教育は、単に学校教育を補完するものではなく、場合によっては学校教育にとって代わることもできるような本格教育として、発展することが期待される。

この中間報告書に対するご意見を、下記・担当事務局までファックス、お手紙などでお寄せ下さい。

社会政策特別委員会・中間報告書

選択・責任・連帯の教育改革～学校の機能回復をめざして～

平成10年7月発行

財団法人 社会経済生産性本部

(担当事務局) 社会労働本部 労働・福祉部 (石川、結城、齋藤)

〒150-8307 東京都渋谷区渋谷3-1-1

電話 03-3409-1122、2508 FAX 03-3409-2617

この冊子は再生紙を使用しています。

心の教育より 制度の改革を

経営者や労働組合の代表者らでつくる社会経済生産性本部(亀井正夫会長)の社会政策特別委員会(堤清二委員長)は二十二日、二十一世紀に向けた教育改革として、学区制や高校・大学入試の廃止、校長に学校経営権を与えるなどの提言をまとめた。

提言は「心の教育」の在り方を示した中央教育審議会(六月の答申を)「心の問題は個人の自由で、心よりの行動が大切」と批判。「構造的な制度改革を優先させるべきだ」としている。

同委員会には橋爪大三郎東工大大学院教授ら学識経験者も参加。今回は中間的提言で、さらに学校以外の教育の在り方も検討して来春にも最終案をまとめ、改革論議を巻き起こしたい意向だ。

失い、孤立したため教育の場としての機能を失っている」と指摘し、明治以降続いた産業社会への人材輩出という目的から脱却するよう要請している。

具体策としては①公立小・中学校の学区制を廃止し自由な学校選択を進め、学校間に競争を導入する②PTAや自治体の議会が公立校長を選任し、校長に教師をスカウトするなど自由な経営権を与える③経営内容はPTAなどが審査し、結果次第で校長を交代させることを挙げた。入学試験の廃止は、高校進学率が九六%を超える現状から可能としている。

大学改革では、定員制を廃止し希望者全員を入れた上、成績が基準を下回れば退学させる制度の採用を提言。期末試験内容やその合格点を公表し、在学可能な基準を示せば、特定校への希望集中を回避でき、入試をなくすことができるとした。

文部省については「産業界向けの画一的な人材養成のため、教育内容を徹底管理する歴史的役割は終わった」としている。

社会経済生産性本部提言

経営者や労働組合の代表者らでつくる社会経済生産性本部(亀井正夫会長)の社会政策特別委員会(堤清二委員長)は二十二日、二十一世紀に向けた教育改革として、学区制や高校・大学入試の廃止、校長に学校経営権を与えるなどの提言をまとめた。

心の教育より制度改革を

提言は「心の教育」の在り方を示した中央教育審議会(六月の答申を)「心の問題は個人の自由で、心よりの行動が大切」と批判。「構造的な制度改革を優先させるべきだ」としている。

同委員会には橋爪大三郎東工大大学院教授ら学識経験者も参加。今回は中間的提言で、さらに学校以外の教育の在り方も検討して来春にも最終案をまとめ、改革論議を巻き起こしたい意向だ。

大学改革では、定員制を廃止し希望者全員を入れた上、成績が基準を下回れば退学させる制度の採用を提言。期末試験内容やその合格点を公表し、在学可能な基準を示せば、特定校への希望集中を回避でき、入試をなくすことができるとした。

文部省については「産業界向けの画一的な人材養成のため、教育内容を徹底管理する歴史的役割は終わった」としている。

高校・大学入試を廃止 校長に経営権、教師スカウト

大学入試廃止を提言

小中校の選択自由化も

公立小中学校の通学区制度や高校入試、大学入試はなくし、高校卒業の学力をみるために高等学校学力検定試験(高検)を設ける。社会経済生産性本部(会長・亀井正夫住友産工相談役)が二十二日、教育改革についての中間報告書を発表した。「大幅な制度変更なしには、学校の機能回復はありえない」との考えからの提言。同本部は意見を募って来春には本報告にまとめる。

小中学校では市町村教委が実施している通学先の学校指定を廃止し、親や児童生徒が通いたい学校を選べるようにすることを打ち出した。学校の競争を促すのが狙い。そのために、学校の経営権を公募で選ばれた校長に与えて、教員の人事権を持たせるとした。

高校は無試験化。学力水準を保つために、到達度テストの高検を設けて、合格者に高校卒業資格と大学受験資格を与えるとした。年に六回程度は実施して、一定水準以上の得点者は合格させる。

大学の定員、入試も廃止する。しかし、成績が基準に満たない学生は留年・中退させ、中退者は自分の学力に合った大学へ移れるようにする。授業料は三―五倍に引き上げ、奨学金を充実させる。

学区制廃止など 教育改革を提言

社会経済生産性本部(亀井正夫会長)は二十二日、教育改革に関する提言を中間報告として発表した。

報告では、小中学校について市町村ごとに定められている学区制を廃止し、保護者や子供が自由に通学校を選べるようにすべきだと提言。

校長に関しては、教育内容や人事、予算面でのリーダーシップを強化するとともに、公募制を導入し、一定期間ごとに成果を審査する仕組みも設け、としている。

大学教育については、定員制と入試を廃止し、高校卒業時に資格試験的な性格の「高校学力検定試験」を受け、合格した生徒は全員入学できるようにすることを主張。学費を高くする一方で奨学金を充実させ、優秀な学生ほど有利な条件で貸付を受けられるようにする制度も提言した。

同本部では今後、家庭教育などについても検討し、来春までに最終報告をまとめる。

98.11.13.
日経社説

大学入試に具体的改革論を

垣根を越えれば楽園が待っている。しかも高い垣根の向こうほど、

豊かな将来が約束されている。長い間、日本の大学入試はそう考えられ、大学は競争に打ち勝った者の一時の安息の場、レジャーランドと化して

いた。そんな大学のあり方を見直さなければという危機感が、ようやく高まりつつある。大学審議会は先の答申で「学生の卒業時における質の確保」

を求め、有馬文相は中央教育審議会

に「初等中等教育と高等教育との接続の改善」、すなわち大学入試の改革について諮問した。

これまでも大学入試に関しては、さまざまな議論がなされてきた。今回、文部省が改めて検討を始める背景には、高校以下の教育改革の進展がある。横並び、詰め込み教育を排し、ゆとりを持たせ個性を尊重するために、学校は完全週五日制に移行する。それに先だつて公立の中高一貫校も認め、高校入試での学力検査と調査書(内申書)の義務づけを解くことも決めている。

しかし中学、高校でゆとりのシステムを導入しても、大学が変わらない限り頭がつかえた状況が続く。公立の中高一貫校について、私立と同様の進学校を生むだけではとの懸念があるのも、その一例だ。

また少子化の進展で二〇〇九年には、数字の上では進学希望者全員が

大学に入れる時代になる。大衆化を超えた大学全入時代を控え、大学自体も改革の必要に迫られている。

さらに企業もまた、どこかの大学を出たかの「学校歴」ではなく、何をどれだけ学んだかを問う「学習歴」を求め始めている。この夏、社会経済生産性本部がまとめた教育改革の中間報告では、大学入試をなくして、入学後の成績の悪い者は留年、中退させるキックアウト制を提案している。

入試改革は今や避けて通るわけには行かない。垣根を越えるための無意味な競争ではなく、自分自身を高める競争へと、改革の方向もおのずから明らかだろう。これまで繰り返されてきた改革の理念だけの論議で終えるわけにはいかない。入試をどう変えるか、そのためにどういう手立てが必要か、具体論に踏み込んだ議論を期待したい。